



うめ

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	・
土	2	16	・
日	3	17	・
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

2月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| <p>国 税／平成24年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)</p> <p>国 税／贈与税の申告 2月1日～3月15日</p> <p>国 税／1月分源泉所得税の納付 2月12日</p> <p>国 税／12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月28日</p> | <p>国 税／6月決算法人の中間申告 2月28日</p> <p>国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月28日</p> <p>国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月28日</p> <p>地方税／固定資産税の第4期分の納付
市町村の条例で定める日</p> |
|---|---|

ワンポイント 確定申告初日が土曜日にあたる時

所得税の確定申告期間は2月16日から3月15日まで。今年は2月16日が土曜日にあたるため、税務署では申告書の受付は行いませんが、法令上、申告初日をずらす規定がないことから、申告初日は2月16日のままです。なお、税務署が閉まっている場合、申告書を税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

平成
24分

確定申告のポイント

本年も所得税の確定申告の時期となりました。還付申告についてはこの一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。

以下、平成二十四年分確定申告のポイントを整理してみます。

1 確定申告の対象者

●確定申告をしなければならない人
(主な例)

- ① 個人で事業を行っており納税額がある
- ② 不動産収入があり納税額がある
- ③ 給与が年間二十万円を超える
- ④ 二か所以上から給与をもらっている
- ⑤ 同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金



●所得税の還付を受けられる人
(主な例)

雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除を受ける人

を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている

⑥ 平成二十四年中に土地等の譲渡があった

⑦ 給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える

2 平成二十四年分申告の留意点

(1) 生命保険料控除の見直し

① 平成二十四年一月一日以後に締結した保険契約のうち、介護保険または医療保険を内容とする主契約または特約に係る保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で介護医療保険料控除が創設されています。

② 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額の計算は、それぞれ表1によります。これら、生命保険料控除の三種の適用限度額がそれぞれ四万円となり、合計一十二万円が最高限度額となります。

③ 新しい生命保険料控除制度は、平成二十四年一月一日以後に締結した生命保険契約等について適用され、同日前に締結した生命保険契約等については、従前の制度が適用されます。この場合、新制度と従前の制度の双方の控除の適用を受け

(2)

るときにおける合計適用限度額は一十二万円となります。扶養控除に引き続き注意
平成二十三年分より年少扶養親族（一六歳未満）に係る扶養控除が廃止されていますので、引き続き注意が必要です。

表 1

年間の支払い保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

表2 所得税額速算表(平成24年分用)

課税総所得金額(A)		税率 (B)	控除額(C)	税額＝ (A)×(B)－(C)	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
1,950,000 円	1,950,000 円	5 %	0 円	(A)×5%	一律	10%
3,300,000	3,300,000	10	97,500	(A)×10%－97,500 円		
6,950,000	6,950,000	20	427,500	(A)×20%－427,500		
9,000,000	9,000,000	23	636,000	(A)×23%－636,000		
18,000,000	18,000,000	33	1,536,000	(A)×33%－1,536,000		
	－	40	2,796,000	(A)×40%－2,796,000		

表3 確定申告書チェック表 (平成24年分用)

区分	項 目	チェックの内容
所得金額	共 通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医 療 費	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。
		領収書の添付または提示がされていますか。
	寄 附 金	領収書、証明書等の添付がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成2.1.2～平成6.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡 婦 (夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚……… 扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別……… 合計所得金額が500万円以下。 ③特別の寡婦……… 扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。
		(2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。
税額から差し引かれる金額	配 当 控 除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。
		控除金額は、最高38万円です。
	住 宅 ロ ー ン 控 除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。
		控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
		申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。
その他	源泉徴収税額	添付書類の不足はないですか。
		(1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票 ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐火基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し
		(2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。

出向役員の給与負担金の取扱い

法人の使用人が他の法人に出向した場合に、その出向者の給与を出向元の法人が支給することとしているため、出向先の法人が出向元の法人に対して給与負担金を支出したときは、出向先の法人のその出向者に対する給与として取り扱われます。

この場合の給与負担金の取扱いは、次のようになります。

- ① 出向者が出向先法人において使用人である場合…その給与負担金の額は、原則、出向先の法人における使用人に対する給与として損金の額に算入されます。
- ② 出向者が出向先法人において役員である場合…その給与負担金について、次のいずれにも該当する場合は、出向先の法人が支出するその役員に係る給与負担金の支出を出向先の法人におけるその役員に対する給与の支給として、法人税法第34条の規定が適用され、損金の額に算

入されます。

イ その役員に係る給与負担金の額について、その役員に対する給与として出向先の法人の株主総会等の決議がされていること。

ロ 出向契約等においてその出向者に係る出向期間及び給与負担金の額があらかじめ定められていること。

なお、この取扱いの適用を受ける給与負担金について、事前確定届出給与の規定の適用を受ける場合には、出向先の法人がその納税地の所轄税務署長にその出向契約等に基づき支出する給与負担金に係る定めの内容に関する届出を行うこととなります。

また、出向先の法人が、出向元の法人がその出向者に支給する給与の額を超える給与負担金を支出している場合のその超過額は給与負担金としての性格はないこととなります。したがって、そのことについて合理的な理由がない場合には、出向元の法人に対する寄附金として取り扱われることとなります。

駐車場使用料の消費税

建物や駐車場など施設の利用に付随して土地が使用される場合は消費税の課税の対象となります。したがって、駐車している車両の管理を行っている場合や、駐車場としての地面の整備又はフェンス、区画、建物の設置などをして駐車場として利用させる場合には、消費税の課税の対象となります。

住宅の貸付けと併せて行われる駐車場の貸付けにおいては、一戸当たり1台分以上の駐車スペースが確保されて自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられており、家賃とは別に駐車場使用料等を収受していない場合は、駐車場付き住宅としてその全体が住宅の貸付けとされ、非課税となります。

ただし、住宅と駐車場が離れた場所にあるなど住宅との一体性、従属性が認められない場合は、駐車場部分について合理的に区分し、課税されることとなります。

生命保険料控除「がん保険の保険料」

生命保険会社と締結した疾病や傷害等に基因して保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるものは、生命保険料控除の対象とされています。

若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態」に基因して保険金等が支払われるものと認められ、その保険料は生命保険料控除の対象となります。

なお、平成二十三年十二月三十一日以前に締結したものは旧生命保険契約等、平成二十四年一月一日以後に締結したものは介護医療保険契約等に該当します。